

横浜市立中和田中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日制定（令和6年3月22日改定）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章総則 定義 第2条）

法第2条にあるように「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

○いじめは絶対許しません。

生徒一人ひとりがいじめをしてはいけない、いじめを許してはいけないという考えを学校教育のあらゆる場面で育成します。

○規律ある学級・学校生活を作ります。

規律ある生活の中で正しい事をしっかりとと言える学校・学級作りを行います。

○学校行事の充実を図ります。

行事を通して誰もが自己有用感を持ち、相手の良さを認め合う関係作りを行います。

○わかりやすい授業を作ります。

わかる授業の中で、生徒一人ひとりが自信を持って学習に臨めるよう努めます。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①構成

委員会名は「中和田中学校いじめ防止対策委員会」とし、その構成員は校長、副校長、教務主任、各学年主任、生徒指導部（各学年1名・専任）、養護教諭をもってあることとし、必要に応じて、スクールカウンセラー等の心理やスクールソーシャルワーカー等の福祉の専門家の参加を求めることとする。

②委員会の運営

- ・本委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催することとする。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催することとする。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行うこととする。

③委員会の活動内容

- ・いじめ防止や対策等に関する教職員の資質向上に必要な研修を計画し、その運営に責任を持つ。
- ・いじめは絶対許さない原則の下、いじめの防止・早期発見にかかわる活動の中心としての機能を果たす。
- ・いじめの対応に関する業務を行う。
- ・学校評価を受けての、学校運営（いじめ防止基本方針）改善の業務を行う。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめ未然防止

○規律ある学校生活を作ります。

- ・常に教師が生徒によりそい生徒理解に努めます。
- ・教育相談の充実を図ります。

○学校行事等の諸活動の充実を図ります。

- ・クラス活動，体育祭，文化発表会，委員会活動等の充実。部活動の推進を通して生徒一人ひとりが自己有用感を持てる場面の設定に努めます。

○わかりやすい授業を作ります。

- ・生徒による授業評価、職員間の授業交流改善取組を通して、わかる授業の取組を推進します。

○インターネットに関する啓発講演会を定期的に行います。

- ・生徒一人ひとりに、インターネットといじめとの関係を考えさせ、マナー・使用法について学ばせます。

○保護者・地域関係機関との連携を図ります。

- ・学校・家庭・地域連携事業等を通して強い連携を図ります。

②いじめの早期発見

- ・教育相談活動の充実、教員相互間の連絡・情報の共有をはかり早期発見に努めます。
- ・教職員の研修の充実を図り、資質向上に努めます。
- ・保護者との連携を密に図りながら早期対応に努めます。

③いじめに対する措置

- ・生徒、保護者との信頼関係の確立に努め、連携して対応を図ります。
- ・学校内外を問わず、いじめに関する相談や通報を受けたとき、あるいは在籍する生徒のいじめを受けていると思われるときは、その事実を学校設置者である横浜市教育委員会（西部学校教育事務所）に速やかに報告するものとします。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる重きものであると認められるときは、所轄の警察署と連携をして、これに対処するものとします。
また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し援助を求めるものとします。

④いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要が有ることとします。
 - (1) いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめの解消に至るまでには保護者と連携を密に図りながら生徒に寄り添う支援を行っていきます。

⑤教職員等への研修

- ・児童生徒の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修）を行います。
- ・法の確実な運用を行う為の研修等を行います。

⑥中和田中学校区学校・家庭・地域連携事業、学校運営協議会の活用

- ・「中和田中学校区学校・家庭・地域連携事業」や「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者・地域・学区の小学校と共有し、連携・協働して取り組んでいきます。

⑦取組の年間計画

1学期	2学期	3学期
4月 教育相談(担任) 校内研修会(生徒指導部)	8月 泉区横浜こども会議 校内研修会(生徒指導部)	1・2月 薬物乱用防止教室(3年)
	9月 教育相談(担任)	
5月・6月 ケータイ・スマホ安全教室(全学年) いじめ早期発見のための生活アンケート (記名式・教育相談)	10月 不登校調査 文化発表会(学校行事) 学校を開く週間・公開授業	3月 年度末反省
修学旅行(3年) 体育祭(学校行事) 校外活動(1・2年) 授業交流(教育課程委員会)	11月・12月 いじめ相談アンケート 学校評価アンケート (生徒・保護者・地域・職員)	
7月 個人面談 授業評価アンケート(教育課程委員会) 中和田ブロック横浜子ども会議	職業講話(1年) 職業・福祉体験(2年) 授業評価アンケート(教育課程委員会)	

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 生徒相談アンケートは基本毎月行う。 ② うち年2回(7月・1月を予定)はYPアセスメントを位置づける。 ③ 5月と12月はいじめ相談アンケートとして実施する。 |
|---|

4. 重大事態への対処

①重大事態の定義

- ・ いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号) とされています。

②発生の報告

- ・ 中和田中学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告することとします。
- ・ 必要に応じて警察や医療機関へ報告・相談をし、助言や連携を図る。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ 中和田中学校はいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組などの点検を行います(PDCA サイクル)。また、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとします。